第三号様式(用紙日本産業規格B4)(第二条関係)

令和　　年度　給与所得等に係る市町村民税・道府県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)

課税市町村名

〒

殿

特別徴収税額			課税人員		非課税人員	

		人数	納付額		人数	納付額
月割額	6月分			12月分		
	7月分			1月分		
	8月分			2月分		
	9月分			3月分		
	10月分			4月分		
	11月分			5月分		
(備考)						

地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに市町村税条例第　　条の規定によって、令和　年度給与所得等に係る市町村民税、道府県民税及び森林環境税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

令和　　年　　月　　日

市町村長　　氏　　名　　㊞

指定番号		宛名番号		市町村コード		受給者番号		特別徴収税額				納付額										(摘要)
住所						氏名		個人番号														
													6月分			10月分			2月分			
													7月分			11月分			3月分			
													8月分			12月分			4月分			
													9月分			1月分			5月分			
													変更月	月								

指定番号		宛名番号		市町村コード		受給者番号		特別徴収税額				納付額										(摘要)
住所						氏名		個人番号														
													6月分			10月分			2月分			
													7月分			11月分			3月分			
													8月分			12月分			4月分			
													9月分			1月分			5月分			
													変更月	月								

指定番号		宛名番号		市町村コード		受給者番号		特別徴収税額				納付額										(摘要)
住所						氏名		個人番号														
													6月分			10月分			2月分			
													7月分			11月分			3月分			
													8月分			12月分			4月分			
													9月分			1月分			5月分			
													変更月	月								

指定番号		宛名番号		市町村コード		受給者番号		特別徴収税額				納付額										(摘要)
住所						氏名		個人番号														
													6月分			10月分			2月分			
													7月分			11月分			3月分			
													8月分			12月分			4月分			
													9月分			1月分			5月分			
													変更月	月								

指定番号		宛名番号		市町村コード		受給者番号		特別徴収税額				納付額										(摘要)
住所						氏名		個人番号														
													6月分			10月分			2月分			
													7月分			11月分			3月分			
													8月分			12月分			4月分			
													9月分			1月分			5月分			
													変更月	月								

特別徴収義務者	氏名又は名称	個人番号又は法人番号

備考　1　市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
2　地方税法第321条の5の2に規定する納期の特例の適用がある場合には、その旨を備考欄に記載すること。
3　「個人番号」欄には、納税義務者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を記載すること。
4　受給者番号は、給与支払報告書(個人別明細書)に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
5　市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
6　「特別徴収義務者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、特別徴収義務者の個人番号又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。